

| | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------|-----|---------|
| 特許権 | 判決年月日 | 令和3年3月29日 | 担当部 | 知財高裁第1部 |
| | 事件番号 | 令和2年(行ケ)第10035号 | | |
| ○ 発明の名称を「遊技機」とする特許出願に関し、審決は、引用発明との一致点の認定を誤り、相違点を看過し、相違点の容易想到性の判断にも誤りがあるとして、審決が取り消された事例。 | | | | |

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2016-133838号

(審決) 不服2018-16974号事件

判決要旨

1 本件は、原告が、発明の名称を「遊技機」とする特許出願について、発明の進歩性を否定する旨の拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求したところ、請求を不成立とする審決(本件審決)を受けたことから、その取消しを求めた審決取消訴訟である。原告は、取消事由として、引用文献1を主引用例とする進歩性の判断の誤り等を主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、本件審決は、本願発明の進歩性を判断する際に、本願発明と引用発明との一致点の認定を誤り、相違点を看過し、相違点の容易想到性の判断にも誤りがあるとして、本件審決を取り消した。

(1) 一致点の認定の誤り及び相違点の看過の有無について

引用発明の「飾り図柄」のうちの「確変図柄」は、本願発明にいう「第一属性」が設定された「図柄」ではあるが、本願発明の「第一属性が設定された識別図柄」に相当するものではない。また、引用発明の「飾り図柄」のうちの「非確変図柄」は、本願発明にいう「第二属性」が設定された「図柄」ではあるが、本願発明の「第二属性が設定された識別図柄」に相当するものではない。

引用発明は、本願発明の「第一属性が設定された識別図柄」及び「第二属性が設定された識別図柄」の構成を有するものと認められず、この点において、本件審決には、一致点の認定の誤り及び相違点の看過がある。

(2) 相違点1ないし3の容易想到性の判断の誤りの有無について

ア 引用発明は、引用文献1によれば、数字の組合せからなるチャンス目の種別(チャンス目A又はB)及び疑似連予告演出の回数と背景画像の変化に着目し、この観点から、大当り信頼度が段階的にステップアップしていくような演出を行うことにより、遊技の興趣を向上させるものである。

イ 引用文献2に記載の技術は、変動表示される「一連の遊技図柄」に含まれる「確変図柄の割合」の大きさに着目し、この観点から、大当り信頼度が段階的にステップア

ップしていくような演出を行うことにより、遊技の興趣を向上させるものであるものと認められる。

ウ 引用発明と引用文献2に記載の技術は、遊技の興趣の向上という課題が共通し、1回の変動中に複数段階で演出態様を変化させるという共通の機能を有しているものと認められるが、一方で、遊技の興趣の向上のために着目する観点が相違すること、引用発明の「飾り図柄」は、「基本的態様を示す基本要素部」と「第一属性および第二属性のいずれが設定されているかを示す属性要素部」の二つの要素部を有する「識別図柄」であるとはいえず、引用発明の「飾り図柄」のうちの「確変図柄」は、本願発明の「第一属性が設定された識別図柄」に相当するものではなく、引用発明の「飾り図柄」のうちの「非確変図柄」は、本願発明の「第二属性が設定された識別図柄」に相当するものではないことに鑑みると、引用文献1及び2に接した当業者が、数字の組合せからなるチャンス目の種別（チャンス目A又はB）及び疑似連予告演出の回数と背景画像の変化に着目し、この観点から、大当り信頼度が段階的にステップアップしていくような演出を行う引用発明において、遊技の興趣の向上のために、「一連の遊技図柄」に含まれる確変図柄の割合の大きさに着目する引用文献2に記載の技術を適用して遊技図柄の確変図柄の割合を変化させる構成とする動機付けがあるものと認めることはできない。

本件審決における相違点1ないし3の容易想到性の判断には誤りがある。